

割引

と え い こう つ う む り ょ う じ ょ う し ゃ け ん 都営交通無料乗車券

といあわせ とえい こうつう きゃくさま

問 合 都営交通お客様センター ☎ 3816-5700

しんせいまだぐち しょう か しょう そうだんかかり

申請窓口 障がいサービス課障がい相談係

☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方の都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）運賃は、無料乗車券の提示（自動改札機を利用することもできます）により無料になります。また、身体障害者手帳（第1種のみ）及び愛の手帳を持っている方の介護人（1人）は普通乗車券、定期乗車券とも5割引（都バス定期乗車券は3割引）になります。

なお、都営交通無料乗車券をお持ちの方は、ICカード（PASMO）に変更ができます。詳しくは、114 ページにある巣鴨駅・高島平駅などの定期券発売所にお問い合わせください。

※身体障害者手帳の障がい種別の詳細は、18 ページをご確認ください。

たい しょう 対 象

とない す つぎ がいとう かた も かた たいしょうがい
都内に住んでいる、次のいずれかに該当する方（シルバーパスをお持ちの方は対象外）

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方
- ・戦傷病者手帳特別項症～第5款症の交付を受けている方
- ・原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当を受けている方）

しんせいてつづき 申請手続

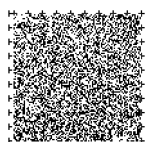
身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳のうちいずれか1つを持参のうえ、窓口にお越しください。

※原爆被爆者の方は、被爆者健康手帳と次のいずれかの書類をお持ちください
厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書、医療特別手当証書、
特別手当証書、健康管理手当証書

ゆうこう きげん こうしんてつづき 有効期限と更新手続

無料乗車券は、有効期限が記載されています。

- ・有効期限の月の1日以降に、再び申請手続を行ってください。
- ・乗車券の更新又は有効期限が切れている場合は、お手持ちの乗車券と上記手帳を持参して申請手続を行ってください。



精神障害者都営交通乗車証

問合 東京都精神保健医療課 ☎ 5320-4464

精神障害者保健福祉手帳所持者の都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）運賃は、この乗車証の提示により無料になります。

対 象

都内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者（シルバーパスをお持ちの方は対象外）

申込手續

都営交通定期券発行所に、精神障害者保健福祉手帳を持参のうえ申し込んでください。

■近隣の購入場所：都営三田線 高島平駅・巣鴨駅

鉄道運賃等の割引

問合 JR・私鉄線の各販売窓口

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人（1人）が、JR線・連絡社線を利用の場合、運賃が割引になります。連絡社線とはJRと連絡運輸（乗車券の通し販売）をしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線、航路等）のことです。

JR 運賃の割引

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種障がい者が 介護者と利用	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR線のみ）	5 割 （バスの定期券3割） 介護人同率	JR線（航路・バスを含む）及び連絡社線の各駅相互間
12歳未満の第2種障がい者が 介護者と利用	定期券 （介護人のみ）		
第1種及び第2種障がい者が 単独で利用	普通乗車券	5 割	同上。ただし、鉄道・航路は片道100キロを超える場合に限る

※グリーン車料金・特急料金は対象外となります。

※小児定期乗車券は割引対象外となります。

※ICカード・特別割引用ICカードがご利用できる場合があります。詳細は各鉄道会社にお問合せください。

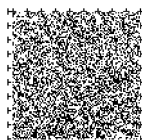
※身体障害者手帳・愛の手帳の障がい種別の詳細は、18・19ページをご確認ください。

※精神障害者保健福祉手帳の障がい種別は1級が第1種、2、3級が第2種になります。

私鉄運賃の割引

対象・割引内容等はJRに準じますが、取り扱いが異なる場合があります。詳細は各私鉄会社にお問い合わせください。

購入方法



チケット発売窓口で、手帳を提示して購入してください（自動券売機の利用ができない場合があります）。乗車中は必ず手帳を携帯してください。

民営バスの割引

問合 各バス会社へ

障がい者手帳をお持ちの方とその介護者が民営バスを利用するとき、運賃が割引になります。

利用区分	割引率	割引の受け方
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が単独で利用	普通運賃 5割 定期券 3割	・乗車時に手帳または割引証を提示 ・定期券は購入時に手帳または割引証を提示
①～③の方が介護人と利用 ①第1種の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方 ②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ③手帳をお持ちの方が小学生以下の場合	普通運賃 5割 定期券 3割 (介護人同率)	

※バス会社によって割引の内容が違います。詳細は各バス会社へ問い合わせてください。
※身体障がい者手帳の障害種別の詳細は、18 ページをご確認ください。

「民営バス割引証」等の申請手続き

「心身障害者民営バス乗車割引証」、「定期券割引購入申込書」の申請は、身体障害者手帳、愛の手帳を持参のうえ、障がいサービス課障がい相談係の窓口までお越しください。

航空旅客運賃の割引

問合 各航空会社窓口へ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護人（1人）の定期航空路線（国内線区間）の航空運賃が、航空券購入時に手帳を提示することで割引になります。※年齢制限がある場合があります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

旅客船・フェリー運賃の割引

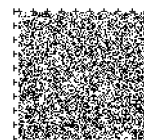
問合 各フェリー会社窓口へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護人が旅客船・フェリーを利用する場合、手帳を提示することで運賃が割引になります。詳細は各旅客船・フェリー会社にお問い合わせください。

タクシー料金の割引

問合 (社)東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 3264-8080

乗車時に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、タクシー料金が1割(10%)引になります(一部対象外の事業所があります)。※割引適用の有無については、各タクシー事業者にお問い合わせください。



有料道路通行料金の割引

問合 【申請窓口】 障がいサービス課障がい相談係

☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

【ETC登録】 ☎ 045-477-1233 FAX 045-474-1110

【料 金】 ☎ 0570-024-024 （お客様センター）

事前に申請・登録した自動車（1台）で有料道路を利用する場合、利用料金の割引が受けられます。

対象になる方	利用条件	割引内容
第1種身体障害者 愛の手帳（第1種）	手帳所持者本人の運転 手帳所持者の介護者の運転	通行料金 50% 割引 ※他の割引との併用は できません
第2種身体障害者	手帳所持者本人の運転	

※身体障害者手帳・愛の手帳の障がい種別の詳細は、18・19ページをご確認ください。

申請手続

次のものを持参のうえ、申請窓口にお越しください。（オンライン申請も可能となっています。詳しくはETC登録係までお問い合わせください。）

- ①身体障害者手帳・愛の手帳のいずれか1つ
 - ②車検証（写し）※電子車検証を交付された場合は、自動車検査証記録事項（写し）も必要。
 - ③運転免許証（第2種手帳所持者）
 - ④ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）
 - ⑤ETCカード（本人名義に限る。ただし18歳未満の場合は保護者名義でも可）
- ※更新・変更については、既に登録されている内容に変更がない場合は④、⑤は、持参不要です。



自動車の登録条件

登録することができるのは、以下の方が所有している自動車になります（事業用自動車やレンタカーの登録はできません）。

- ①手帳所持者本人が運転される場合
 - ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ②手帳所持者の介護人が運転される場合
 - ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
 - ・上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方

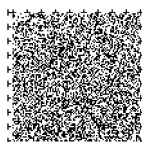
利用方法

- ①有料道路料金所で料金を支払う場合

料金を支払う際、「有料道路割引」のシールが貼られた手帳を提示して、利用する有料道路で定められた方法（現金、クレジットカード、ETCカードのいずれか）により料金を支払います。
- ②ETCレーン無線通行による割引の適用を受ける場合

申請窓口での手続のほかに、ETC事業者への登録が必要です。
ETC事業者から登録完了通知が届くまでは、上記①により割引を受けることができます。

 - ・登録内容に変更があった場合には届出が必要となります。



区営有料自転車駐車場使用料の減免

問合 【東上線・志村エリア】板橋区自転車対策コールセンター ☎ 050-2017-3239
【環七南・高島平エリア】NCD 駐輪場サポートセンター ☎ 03-4213-8016

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が区営有料自転車駐車場を定期利用する場合、使用料が免除されます。

免除できるのは利用者1人につき、1ヶ所、1台のみです。また駐車枠に空きがない場合には、お待ちいただくことがあります。

なお、上記の手帳の交付を受けていない場合でも、身体の障がい、疾病等の身体状況によって自転車を利用する必要がある方は、定期利用の使用料が減額される場合があります。自転車駐車場により申請方法が異なりますので、詳細は各コールセンターまでお問い合わせください。

公共駐車場の割引

問合 各駐車場へ

精算所（無人精算機の場合は管理室）で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を提示すると、利用料金が免除や割引になる場合があります。

区立文化・体育施設利用料の減免

問合 各施設へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、減額・免除される施設があります。

- 文化及び体育施設駐車場 有料駐車場を持つ施設の場合、駐車場使用料が無料になります。ただし、美術館は別途専用スペースを用意しておりますので、予めお問い合わせください。
- 体育施設利用料、美術館の観覧料 本人半額（介助者1人免除）。

都立公園入場料等の免除

問合 各公園へ

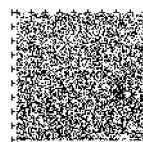
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者本人と付添者は、各公園窓口で手帳を提示すると、入場料が免除されます。また、駐車場の無料利用ができます。

都立文化施設利用料等の減免

問合 各館へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者本人と介護人（1人）は、各窓口で手帳を提示すると、入館料が減免になる場合があります（催しにより減免対象外の場合もあります）。

また、都立文化施設駐車場の無料利用ができる場合があります。事前予約が必要な場合がありますので、詳細は各館へお問い合わせください。



NHK テレビ受信料の減免

問合 NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス
☎ 3343-1045

種類	対象者
全額免除	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる住民税非課税世帯 ※住民税非課税世帯とは、住民票上の世帯構成員全員が住民税非課税の世帯です。
半額免除	次の①～⑥の障がい者の方が世帯主で放送受信契約者の世帯 ①視覚障がい者 ②聴覚障がい者 ③身体障害者手帳1・2級 ④愛の手帳1・2度 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級 ⑥戦傷病者手帳特別項症・第1款症

担当窓口

- ▼ 身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方…障がいサービス課障がい相談係
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方…所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

申請手続

次のものを持参し、担当窓口へお越しください。

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

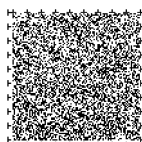
手続手順

- ①担当窓口で放送受信料免除（半額免除）申請書に証明を受けてください。
- ②証明を受けた申請書をNHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィスに提出してください。 ※申請内容に変更があった場合には届出が必要です。

郵便料金の減額

問合 お客様サービス相談センター ☎ 0120-232-886

種類	内容
(1) 点字郵便物、特定録音物等郵便物	次の郵便物で開封のものは無料（3kg まで） ①盲人用点字のみを掲げたものを内容とする。 ②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館・点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けたものから差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの。
(2) 点字ゆうパック	サイズ別に全国一律料金で設定されています。それぞれの運賃はお近くの郵便局へお問い合わせください。
(3) 心身障がい者用ゆうメール	身体に重度の障がいがある方が郵便により図書館の蔵書を閲覧する場合、ゆうメール基本料金の半額程度で利用できます。
(4) 心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	①毎月3回以上発行する新聞 ②それ以外のもの 50g まで①は8円、②は15円、50g を超えて1kg まで50g 増すごとに①は3円増し、②は5円増しになります。
(5) 聴覚障がい者用ゆうパック	サイズ別に全国一律料金で設定されています。それぞれの運賃はお近くの郵便局へお問い合わせください。



NTT電話番号案内(104)の無料利用

問合せ NTT 東日本ふれあい案内事務局 ☎ 0120-104174
FAX 0120-104134

あらかじめ申請することにより、NTT 104の電話番号案内を無料で利用できます。

対象になる方

- 次の障がい等級の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・ 視覚障がい 1～6級
 - ・ 聴覚障がい 2～4級・6級
 - ・ 肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい) 1・2級
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3・4級
- 愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、下記に該当する方
 - ・ 視覚障がい 特別項症～第6項症
 - ・ 肢体不自由(上肢) 特別項症～第2項症
 - ・ 聴覚障がい 第2項症・第4項症
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

FAXによるお問合せ注意事項

- お問合せ内容、氏名、返信用のFAX番号を記載して送信してください。
- 申込書、障害者手帳等はFAXでは受け付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 050から始まる電話番号、携帯電話、衛星電話並びに公衆電話からのFAX送付は受け付けられません。
- FAXを送信してから3営業日以上折り返しが無い場合は、通信機器のトラブルが考えられます。再度送信をお願いします。
- 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。
- 申請書は郵送でお送りします。

※なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の無料で番号案内する「ふれあい案内」は継続いたします。
番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的なご利用方法等については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

携帯電話料金の割引

問合せ 各携帯電話会社へ

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等所持者が契約している場合、携帯電話料金の割引があります。手続、利用条件等の詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。

